

後期高齢者医療保険よりお知らせ

保険料額の通知書及び納付書を送付します

広域連合で保険料額が決定されましたので、7月中旬ごろに、被保険者のみなさんおひとりおひとりに、保険料額の通知書及び納付書を送付します。

◎保険料の納付方法について・・・ ※納付方法は、通知書で必ずご確認ください。

- ・ 保険料は、原則として年金から徴収されます。(特別徴収)
- ・ 年金額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人、普通徴収への変更申出書を提出された人、特別徴収に変わるまでの人は、納付書や口座振替などで個別に納めます。(普通徴収)

◎保険料率が変わりました

法律により、2年ごとに保険料率が改定されます。

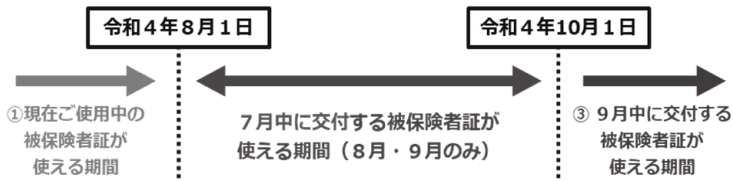
令和4・5年度	均等割額 50,500円 所得割率 9.93%	賦課限度額 660,000円
---------	----------------------------	----------------

保険証を年度更新します

☆簡易書留で配達されます。受取には署名か捺印が必要です。

被保険者証の有効期限にご注意ください

病院や薬局などで提示する時は「有効期限」を必ず確認しましょう。



有効期限が「令和4年9月30日」となっていますので、確認してください

◆令和4年8月1日からの新しい被保険者証は7月中に配達されます。

新しい被保険者証は令和4年8月1日から9月30日まで使えます。

◆令和4年10月1日からの新しい被保険者証は9月中に配達されます。

新しい被保険者証は令和5年7月31日まで使えます。

◆10月1日から使える被保険者証は、9月中旬ごろに発送予定です。

◆一定以上の所得がある一部の人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が10月1日から2割になります(詳細は下記までお問い合わせください)。

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」について

すでに認定証をお持ちの人で、8月以降も該当となる場合は、新しい認定証を7月下旬に普通郵便で郵送します。

◎有効期限が切れた保険証や認定証は、市役所1階・24番窓口へ返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分していただきますようお願いいたします。

問合せ＝保険年金課 医療係(内線327・328)